

## 保険商品をめぐる個人の税務 ～所得税の取扱いを中心に解説～

福田和仁 相談部 東京相談室

生命保険、年金保険、介護医療保険など、老後の備えなどを目的とするさまざまな保険商品が販売されています。これら保険商品をめぐる個人の税務に関しては、相続税や贈与税が問題となることがありますが、最近では所得税についての相談が増えています（注）。

今回は、保険商品に関わる個人の税務のうち、所得税の取扱いを中心に解説します。なお、金融機関などが販売する個人向けの保険商品は、各商品によって仕組みがさまざまであり、その税務上の取扱いは個別的内容によって異なる面があることから、ここでは一般的なケースを取り上げます。

注：個人の所得には、基本的に、所得税のほか個人住民税が課税されますが、個人住民税は所得税に準じた取扱いとされますので、ここではその解説を省略します。

### 1. 外貨建て個人年金保険の加入に係る為替差損益の取扱い

Q. 一時払いの外貨建て個人年金保険に加入しました。保険料は、この外貨建て保険と同一の外国通貨の外貨預金より外貨で払出し・払込みをしました。この場合、円に換えていなくても、保険料払込み時の為替レートが外貨預金の預入時より円安であれば、為替差益が生じたこととされ、所得税の課税対象となると聞きましたが本当でしょうか。

A. 当初外貨預金に預入した日と、保険料を払込んだ日（外貨預金を払出した日）の為替レート差により、為替差損益の認識がされることとされます。為替差益となる場合は、原則、所得税の課税対象となります。

外貨預金に預けていた外貨を円に換えることなく、一時払い外貨建て個人年金保険など預金以外の金融商品を購入した場合は、「外貨預金に預入した日の為替レート」と「金融商品を購入した日の為替レート」との差により、為替差損益を認識することとされます。為替レートが円安に動き為替差益が生じた場合は、生じた為替差益は雑所得として所得税の課税対象となります。また、払い込みをした一時払いの保険料は、保険料を負担した人のその年の一般の生命保険料控除の対象となります。

この雑所得は、総合課税の雑所得とされ他の所得と合算し、所得税の課税対象となり、一定の場合を

除き、確定申告が必要になります。為替差損が生じた場合は、雑所得内部での通算は可能ですが、その年における雑所得以外の所得とは通算はできないとされているため、その場合の為替差損は切り捨てになります（繰越控除の取扱いはありません）。

また、生命保険料控除の対象となる保険料の円換算は、保険料を外貨で支払った日のT T M（対顧客電信仲値）によることとなります。この円換算した保険料の払込金額が、課税所得を計算する際の「その収入を得るために支出した保険料相当額」になります。

## 2. 債務返済支援保険の給付金

**Q. 住宅ローンの債務者である世帯主が、病気で長期入院することとなり、会社からの毎月の給与が減額され、ローンの返済が厳しくなりました。このほど、団体信用生命保険と併せて加入していた債務返済支援保険により、保険会社から保険金の支払いを受けてローンの返済に充当できました。ローンの返済に充当した保険金は、所得税の課税対象となりますか。**

**A. 返済に充当した保険金は、非課税として取扱われます。**

債務返済支援保険とは、団体信用生命保険とは別契約で締結され、一般的に金融機関などが保険契約者、ローン利用者を被保険者および保険金受取人とする団体保険制度をいいます。この制度に加入するローン利用者が、病気やけがにより全く働けない状態が所定の免責期間を超えて継続した場合に、あらかじめ契約された保険金が毎月払いなどによって一定期間、保険会社から支払われます。

団体信用生命保険の保険金の支払いは、ローン債務者の死亡が原因とされ、保険金受取人は金融機関なので、基本的に債務者個人に課税の問題は生じません。これに対して債務返済支援保険は、ローン債務者の病気・けがなどによる就労困難時の所得補てんの役割を担っており、保険金受取人はローン債務者個人なので、個人の所得についての課税が問題となります。所得税の取扱いにおいては「身体の傷害に基因して支払いを受けるもの」は、非課税とされています。債務返済支援保険の保険金は、これに該当することから非課税とされます（第3項「高度障害保険金」参照）。

## 3. 高度障害保険金

**Q. 世帯主が病気の悪化から高度障害状態となりました。このため、配偶者である私が、保険会社から高度障害保険金を受け取りました。この保険金は、所得税の課税対象となりますか。**

**A. この保険金は、非課税として取扱われます。**

所得税法では、一定の保険金等で「身体の傷害に基因して支払を受けるもの」は非課税とされ、疾病により重度障害の状態になったことなどにより支払いを受ける、いわゆる高度障害保険金等は、身体の傷害に基因し支払いを受けるものに該当するとされていることから、非課税として取扱われます。

そして、その支払いを受ける者と身体に傷害を受けた者が異なる場合であっても、その支払いを受ける者がその身体に傷害を受けた者の配偶者もしくは直系血族、または生計を一にするその他の親族であるときは、この非課税規定の適用があるものとされています。

ただし、配偶者等が受け取った高度障害保険金は、あくまで高度障害状態となった人に帰属するため、高度障害状態となった人が死亡した場合は、その人の相続財産として取扱われます。

## 4. 入院給付金および傷病手当金

**Q.** 私は、手術と病気療養のため長期間の入院生活をしています。先般、保険会社より入院給付金と手術給付金を、勤務先の加入する健保組合より傷病手当金を受け取りました。これらの給付金、手当金に係る税金の取扱いについて教えてください。

**A.** 入院給付金、手術給付金、傷病手当金のいずれもが、非課税として取扱われます。

被保険者の傷害または疾病により、その被保険者が勤務または業務に従事することができなかったことによるその期間の給付または収益の補てんとして支払いを受ける保険金は、前項（3. 高度障害保険金）で解説したとおり、「身体の傷害に基因して支払を受けるもの」に該当するものとされ、これに該当する入院給付金と手術給付金は非課税とされます。また、傷病手当金の支給は、健康保険法における保険給付のうちの一つとして定められており、同法において保険給付は課税されないこととされており、傷病手当金も非課税として取扱われます。

### ■死亡保険金と同時に入院給付金を受け取った場合

被相続人の死亡によって生命保険会社から死亡保険金を受け取った場合は、相続税法における「みなし相続財産」として相続税の課税対象となります（一定の非課税規定があります）。

これに対し、被保険者が死亡した後に支払われる入院給付金は、被保険者が生前に入院していたとの事実に基因して支払われるものであり、被保険者の死亡を原因として支払われる保険金ではないため、「みなし相続財産」には該当せず、受取人（被相続人）の固有の財産＝「本来の相続財産」として取扱われます（死亡保険金の非課税規定の適用はありません）。なお、所得税との関係では、前述のとおり非課税として取扱われます。

## 5. 「こども保険」から支払いを受ける祝金など

**Q.** 私には満1歳になる子どもがいますが、将来の教育費の負担を考え、生命保険会社の「こども保険」への加入を考えています。この保険は、子どもが22歳で大学を卒業するまで、小学校、中学校、高等学校、大学の入学時に、保険会社より祝金の支払いを受けられます。この祝金は、所得税の課税対象となりますか。また、この祝金を据え置いた場合の税金の取扱いについても教えてください（契約上、祝金は一時金で支払われます）。

**A.** 祝金は、支払いを受けた年の一時所得として取扱われます。据え置いた祝金も、一時所得とされます。また、祝金を据え置いたことで利息が毎年付与される場合、利息は雑所得の課税対象になります。

一般的なタイプの「こども保険」は、子どもを被保険者、親を契約者・死亡保険金の受取人・満期保険金の受取人として契約する保険で、子どもの幼稚園入園時や小学校、中学校、高等学校、大学への入

学時など契約により定めた時に、定めた金銭を保険会社への請求により、祝金として受け取ることができます（金銭で受け取らずに据え置くこともできます）。

祝金の支払いを受けた場合や据え置いた場合の所得税の取扱いは、一般的に以下ようになります（連年、定額で給付を受けるようなケースは除き、一時金で支払いを受けるケースを解説します）。

#### ■祝金の支払いを受けた場合の課税関係

一般的には、一時所得に該当しますので、以下の計算式で所得金額を算定します。

ただし、満期時以外は、祝金の金額よりも既払込保険料（それまでに受け取った祝金の合計額控除後）のほうが多くなり、課税されないように商品設計がされているといわれます。

$$\text{一時所得の所得金額} = \{ \text{祝金} - (\text{既払込保険料} - \text{それまでに受け取った祝金の合計額}) - \text{特別控除額50万円} \} \times 1/2$$

注：受け取った祝金を限度額とする

#### ■祝金を据え置いた場合の課税関係

一般的には、祝金の据え置きを行った場合も、祝金の支払いを受けるべき事実が生じた日において所得が生じたものとされ、一時所得として取扱われます。また、据え置いた祝金に付与される利息は、毎年の雑所得となります。

内容は2016年9月29日時点の情報に基づいて作成されたものです。

本情報は、法律、会計、税務などの一般的な説明です。個別具体的な法律上、会計上、税務上等の判断や対策などについては専門家（弁護士、公認会計士、税理士など）にご相談ください。また、本情報の全部または一部を無断で複写・複製（コピー）することは著作権法上の例外を除き、禁じられています。